

| 報告項目                 | 報告内容   |
|----------------------|--|
| 被処分者の氏名又は法人名称        | 相馬 伸一郎   |
| 登録番号又は法人番号           | 10082334   |
| 所属する単位会              | 東京都行政書士会   |
| 事務所名称                | catch 行政書士事務所  |
| 事務所所在地               | 東京都台東区上野3-13-9 原田ビル 402号室  |
| 処分年月日                | 令和3年4月28日（理事会決議日）  |
| 処分内容（種類）             | 廃業の勧告及び7年間の会員の権利の停止<br>（東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）  |
| 上記処分をした理由            | <p>被処分者が、業務依頼を受け報酬も前受しつつ業務に着手すらしていないことは、詐欺行為であるとされても致し方ないところでもあり、仮に被処分者の業務の着手が遅れていたとしても、業務依頼者への説明や業務依頼者からの連絡にすら応じないのは、信義誠実に悖る行いである。更に、被処分者の事務所の実態や電話番号等の不明は、業務依頼者へ不信感を与えることであり、行政書士としての信頼を著しく損なうものである。</p> <p>被処分者は過去にも同様な事案により、本会から処分を受けているにも関わらず、その後においても同様な事案により苦情案件、綱紀案件となっていることは、反省の態が無く更には常習の感が見受けられる。被処分者の業務に対する姿勢や業務依頼者に対する態度は、いやしくも行政書士の信用と信頼を失墜させるに十分な悪質性を抱かざるを得ない。</p> <p>上記のように、被処分者に対しては、一切の誠実性や信頼性が伴っていないことは明白であると指弾されても致し方ないところである。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p> |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | <p>一、行政書士法第10条違反<br/>（行政書士の責務—信用または品位を害する行為）</p> <p>二、東京都行政書士会会則第18条違反（会員の責務）</p>  |